

防弾少年団 JAPAN OFFICIAL FANCLUB

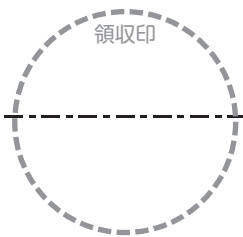
《会期》【新規入会の場合】会員登録完了日から1年後の当月末まで
【継続の場合】現在の会員期限完了日の1年後の当月末まで

新規入会・継続受付用紙

本紙は会場専用となります。お持ち帰りいただいても後日、FAX/郵送等でお申込みいただくことは出来ません。当FCでは最新の情報を配信する為、メールアドレスが必須となります。また、インターネットを使用してのサービスが多くございます。インターネットの閲覧環境のない方、メールをご利用されていない方は、情報が行き届かないことをご了承頂きました上、ご入会をご検討下さい。

■新規入会		※以下、太枠内をご記入下さい ※全項目必須	
お支払い金額	6,200円 (税込) 内訳：入会金1,000円+年会費5,200円		<input type="checkbox"/> 会員規約を確認します <small>※必ず会員規約をご確認下さい。本用紙の受付と同時に会員規約に同意いただいたものといたします。</small>
フリガナ		男・女	生年月日 (西暦) 年 月 日
お名前			
ご住所 <small>※建物・マンション名まで必ずご記入ください</small>	〒 - (都・道・府・県)		
電話番号 <small>※携帯電話でも可</small>	- -	その他の電話番号 (緊急時)	- -
メールアドレス <small>※携帯電話でも可</small>	@		ご職業
<small>※O(ゼロ)と英字のO(オー)、1(イチ)と小文字のl(エル)などは、明確にご記入ください。</small>			
好きなメンバー <small>※1人だけチェックしてください</small>	<input type="checkbox"/> RAP MONSTER <input type="checkbox"/> SUGA <input type="checkbox"/> JIN <input type="checkbox"/> J-HOPE <input type="checkbox"/> JIMIN <input type="checkbox"/> V <input type="checkbox"/> JUNG KOOK		
お友達紹介 紹介者記入欄	会員番号	お名前	お友達紹介の場合は必ずご記入ください。

■継続		※ご登録内容に変更がある方は上記新規入会欄に変更箇所のみご記入ください。	
会員番号		お名前	
		電話番号	- -
お支払い金額	5,200円 (税込)	会員期限	2016年 月 末



お客様控え ※このお客様控えは領収証となりますので、大切に保管してください。

※こちらも太枠内をご記入ください。

お名前	様
-----	---

【新規入会】 6,200円 (税込)	【継続】 5,200円 (税込)
-----------------------	---------------------

但し、ファンクラブ会費として上記金額を確かに領収いたしました。



防弾少年団 JAPAN OFFICIAL FANCLUB

TEL : TEL : 03-5549-7259 (平日 14:00~18:00)
MAIL : info@bts-official.jp
WEB : http://bts-official.jp

●会期
【新規入会の場合】会員登録完了日から1年後の当月末まで
(例2016年7月12日にご入会のお手続きを頂いた場合、7月26日に登録完了、会員期限は2017年7月31日まで)
【継続の場合】現在の会員期限完了日の1年後の当月末まで
(例:2016年7月31日会員期限完了日の場合、次回会員期限は2017年7月31日まで)

●会員番号・パスワードについて
2016年7月26日までに、ご記入いただいたメールアドレス宛に入会完了メールをお送り致します。
入会完了メールには、会員限定ページへのログインに必要な会員番号とパスワードを記載しております。

●携帯メールアドレスをご登録の方へ
携帯メールアドレスをご利用の場合、迷惑メール・なりすましメール対策のフィルターが原因で、ファンクラブからのメールが正常に届かない場合がございます。大切な情報を正確にお届けするためにも、[info@bts-official.jp] [info@finn-earth.com] からのメールが受信できるよう、受信設定のご協力をお願い致します。

●auをご利用の方へお願い
auをご利用の場合、デフォルトで「なりすまし規制」が(高)に設定されております。この「なりすまし規制」が(高)になっていると、事務局からお送りするメールが一切お届け出来ない可能性がございます。必ず、(低)に変更をお願い致します。

●会員証・入会特典のお届けについて
ヤマト運輸のポスト投函で約1ヶ月程でお届けとなります。ポストにご自身の名字が表記されていない方は、発送業者の方で返品扱いになりお届け出来ない可能性がございます。メンバーページ内の「MY ACCOUNT」よりご登録のご住所の最後に現在ポストに表記されているお名前「〇〇様方」と追記をお願い致します。

■防弾少年団 JAPAN OFFICIAL FANCLUB 会員規約

防弾少年団 JAPAN OFFICIAL FANCLUB(以下「当FC」といいます)は、防弾少年団を応援する会員によって構成され、防弾少年団(以下、「アーティスト」といいます)を応援することを目的とします。会員及び入会申込をする方は、この会員規約(以下、「本規約」といいます)に同意いただく必要があります。ご注意ください。

第1条(定義)

本規約における用語を以下の通り定義します。

- (1)「防弾少年団」とは、K-POPアーティストの防弾少年団を意味します。
- (2)「会員」とは、本規約に同意のうえ、当FCに申込み、当FCへの入会の承諾を受けた者を意味します。
- (3)「入会申込者」とは、本規約に同意のうえ、当FCへの入会を希望する個人を意味します。
- (4)「会員特典」とは、当FCが会員に対して提供するサービスを意味します。

第2条(運営)

当FCは、コネクトプラス株式会社(以下、「当社」といいます)が管理・運営します。なお、当社は、管理・運営の一部について株式会社ソム・シェアリングに委託いたします。

第3条(会員特典)

会員特典の内容は、以下に定める通りとします。但し、当社は会員特典の内容、その他サービス内容について事前に会員に対して通知することなく変更できます。

- (1)会員証の発行(入会時のみ)
 - (2)入会記念品のプレゼント(入会時のみ)
 - (3)会報誌の発行(不定期)
 - (4)グリーンディングカードの送付
 - (5)チケットの先行予約
- 会員に対し販売又は金券等を行うチケットの取り扱いについては、会員は、当社が別途定めるチケット規約に従います。
- (6)プレゼント企画への参加申込権
 - (7)ファンミーティングやイベントへの参加申込権
 - (8)ファンクラブ限定グッズの購入
 - (9)ファンクラブ限定メールマガジン(不定期)
 - (10)ファンクラブ限定コンテンツの閲覧(PC・スマートフォン)

※会員特典の提供が抽選によって決められる場合がございます。

第4条(会員申込)

1. 当FCの申込みは、入会希望者のうち、以下の全ての条件を満たした者に限ります。

- (1)個人であること
 - (2)日本国内に居住していること
 - (3)過去に当FCの会員資格を取り消されたことがないこと
2. 当FCの利用契約は、入会希望者が本規約等に同意のうえ、当社が別途定める手続きに従い、当FCへの入会申込みを行い、当社が当該申込者を当FCの会員として登録をした時点をもって成立します。

第5条(申し込みの不受理)

1. 当FCに入会申込をいただくにあたり、以下のいずれかに該当することを当社が確認した場合、当社は当FC入会への入会をお断りすることがあります。入会希望者は予めこれを了承します。

- (1)申込みにあたり、記載に虚偽、誤記があった場合。
 - (2)過去に当FCの利用資格の停止または失効を受けた場合。
 - (3)入会希望者が未成年で、親権者等法定代理人の同意を得ていない場合。
 - (4)その他、当FCの運営等業務の遂行上または技術上、支障をきたすと当社が判断した場合。
2. 当社は、入会を承認した場合であっても、承認した会員が、前条の(1)から(3)のいずれかに該当したと判断した場合、または会員の権利を利用した販売などの行為が発見された場合は、承認を取り消すことができます。この場合、当社は、会員から既にお支払いいただいた入会金・年会費の返金は一切おこないません。

第6条(未成年者の申し込み)

1. 入会希望者が未成年の場合は、保護者の同意を得た上で、申し込みをしていただきます。

第7条(料金)

1. 入会希望者は、当FCへの入会申込を行うにあたり、以下に定める料金を、第2項で指定する支払方法に従い、支払います。なお、理由を問わず、当社は支払われた料金を一切返金しません。

- (1)入会費:1,000円(税込)
 - (2)年会費:5,200円(税込)
2. 入会希望者は、以下各号に定めるいずれかの支払方法を選択することができます。
- (1)クレジットカードによる支払い
 - (2)振込みによる支払い(コンビニエンスストア)
3. 前項1項に定める会員期間を超えて利用を希望する会員は、会員有効期限の満了日までに第4条第2項の定めに従い再度当FCの利用契約を締結するものとし、本条第1項第2号に定める年会費を支払うことで、会員期限満了日の翌月からさらに1年間、継続して当FCを利用することができます。

第8条(当FCの会員資格の停止および失効)

当社は、会員が以下の各号に定めるいずれかに該当する場合、事前に通知することなく、直ちに会員の資格の全てまたは一部を停止または失効させることができます。

- (1)当FCの利用にかかる全てまたは一部の支払いが滞った場合。
- (2)会員が本規約等に違反またはそのおそれのある場合。
- (3)会員が死亡または権利能力を失った場合。
- (4)その他、会員として不適切な行為または当FCの運営に支障をきたすと当社が判断した場合。

第9条(設備等の準備)

1. 会員は、当FCの利用に際して、当社が別途定める規定に従い、必要となる全ての機器(PC・コン、スマートフォン等)の準備、設置、接続および設定、その他あらゆる準備を、自己の費用と責任において行います。

2. 当社は、会員が当FCを利用するにあたり必要となる全ての機器との互換性を確保するために、当社の管理する設備、システムもしくはソフトウェアを改造、変更もしくは追加、または当FCの運営方法を変更する義務を負いません。

第10条(会員期限)

1. 会員期限は、当社が第4条第2項に定める登録を行った日から1年経過した日が属する暦月の末日までです。

例)2016年7月12日の登録場合→会員期限2017年7月末日まで

2. 第6条第2項第2号のコンビニでの支払方法を選択した会員が、会員有効期限満了日までに第4条第2項の定めに従い再度当FCの利用契約を締結しない場合、当FCの利用契約は会員有効期限満了日をもって自動的に解約します。

第11条(退会)

1. 会員は、会員有効期限内に退会(利用契約の解約)を希望する場合、防弾少年団JAPAN OFFICIAL SITEの問合せ窓口から当社が別途定める退会手続きを行います。

2. 当社が会員による退会を受け付けた日の属する暦月の末日をもって解約が成立します。なお、当社は退会に伴う料金の返還は一切しません。

3. 会員が本条に定める退会を行った後に再度利用を希望する場合、第6条各号に定める料金(入会金・年会費)が再度発生します。

第12条(禁止事項)

1. 会員は、本FCを通じて、以下に定める禁止事項に該当するまたは該当するおそれがある行為を行ってはいけません。

- (1)アーティストに対し連絡や面会を強要すること、または当社およびその関連会社に対しアーティストへの連絡や面会を申し入れる行為。
- (2)会員特典により得たチケットの先行予約権、チケット、グッズ、その他会員としての資格に基づき有する権利を、インターネットオークション等により他人である第三者に転売する等、第三者に対し譲渡(売る)、貸与(貸す)、名義変更する行為、または質権の設定その他の担保に供する行為。
- (3)防弾少年団、他の会員、第三者または当社の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為。
- (4)防弾少年団、他の会員、第三者または当社の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為。
- (5)防弾少年団、他の会員、第三者または当社を差別もしくは誹謗中傷し、または名誉・信用を毀損する行為。
- (6)外交問題に発展するおそれのある発言・行為
- (7)詐欺、脅迫等の犯罪に結びつく行為。わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待にあたる画像、文書等を送信、掲載する行為。
- (8)過度に暴力的又は残虐な表現を含む情報を、当社又は第三者に送信する行為。
- (9)差別を助長する表現を含む情報
- (10)自殺、自傷行為を助長する表現を含む情報
- (11)無限連鎖調(ハズミ調)を開発し、またはこれを勧誘する行為。

(12)事実と反する情報を送信・掲載する行為、または情報を改ざん・消去する行為。

- (13)選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動またはこれに類似する行為。
- (14)当社から事前に承認を得ていない、当FCを通じてまたは当FCに関連する営利を目的とする行為、またはその準備を目的とする行為。
- (15)当社のサービス、または第三者が管理するサーバ等の設備の運営を妨げる行為。
- (16)無断で他の会員、第三者に広告宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または受信者が嫌悪感を抱く、もしくはその属のあるメール(嫌がらせメール)を送信する行為。
- (17)コンピューターウイルス等有害なプログラムを使用もしくは提供する行為、またはそれらを支援、宣伝もしくは推奨する行為。
- (18)他人になりすまして当FCを利用する行為。
- (19)本規約等に違反する行為。
- (20)法令もしくは公序良俗(売春、暴力、残虐)に違反し、または他の会員もしくは第三者に不利益を与える行為。
- (21)前各号に定める行為を助長する行為。
- (22)前各号に該当する虞があると当社が判断する行為。
- (23)その他、当社が不適切と判断する行為。

2. 当社は、会員が当FCを通じて行った情報の発信が、前項で定める禁止事項のいずれかに該当し、もしくは該当するおそれがある場合、またはその他の理由で不適当であると判断した場合は、当社の判断により、会員に事前に通知することなく、以下の措置を行うことができます。

- (1)会員が発信した情報削除の実施。
- (2)会員による当FC利用の停止。

第13条(当FCの利用)

1. 会員は、当FCと同時にまたはこれに関連して当FC以外の各種インターネットサービスを利用する場合であっても、それにかかるとインターネットサービスに関する規約、契約、利用条件等に拘わらず、当FCの利用に関しては、本規約等の内容に従います。

2. 当FCの利用に関連して、会員が他の会員、第三者もしくは当社に対して損害を与えた場合、または会員と他の会員もしくは第三者との間で紛争が生じた場合、当該会員は自己の費用と責任でかかる損害を賠償またははかむ紛争を解決するものとし、当社に何等の迷惑をかける、かつ損害を与えません。

3. 会員は、自己の責任を自負し、ID及びパスワードを管理及び保管するものとし、第三者に対して譲渡、担保提供その他の処分をせず、貸与その他の方法で利用させないものとします。ID及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用などにより会員、第三者又は当社に生じた損害についての責任は会員が負い、当社は一切の責任を負いません。

第14条(知的財産権の帰属)

1. 会員は、当FCを通じて当社が会員に提供する情報(映像、音声、イラスト、文章等を含むがこれらに限られない。以下同じ)に関する著作権等を含む知的財産権、その他一切の権利が、当社または当社に対して当該情報を提供した第三者に帰属するものであることを確認します。

2. 会員は、当FCを通じて当社から提供される情報について、自己の私的使用の目的にのみ使用するものとし、複製、商業目的での利用、または他者への転送や一般公衆が閲覧できるホームページ等への掲載などを行ってはけません。

第15条(会員特典の提供)

1. 当社は、理由の如何を問わず、会員に事前の通知をすることなく、会員特典の全部または一部の変更、追加または廃止ができません。

2. 会員は、氏名、住所、電話番号、メールアドレス、その他入申し込み時に当社に届け出た内容に変更が生じた場合は、所定の方法により速やかに変更の手続きを行います。会員からの登録内容の変更がされないことによって、あるいは変更が遅れたことによって、当FCからの特典の送付、または通知が会員に到達しなかった場合、当社は一切の責任を負いません。

第16条(会員情報の取り扱い)

1. 会員は、当社が会員情報を、当FCを運営する目的他に、以下の各号に定める場合に利用し、または第三者に提供することがあることに同意します。

- (1)当社が会員に対し、会員特典の追加もしくは変更のご案内、または緊急連絡等を電子メール等で通知する場合、または電話等により連絡する場合。
- (2)当社または当社の提携先等第三者の提供するサービスや商品に関する広告宣伝またはその他の案内を、電子メール等で通知する場合、もしくは当FC上その他会員の情報端末機器の画面上に表示する場合。
- (3)当社が、当FCに関する利用動向を把握する目的で、会員情報の統計分析を行い、個人を識別できない形式に加工して、利用または提供する場合。
- (4)警察署、行政庁、裁判所等国の機関から、法的な義務を伴う開示要求へ対応する場合。
- (5)会員から事前に同意を得た場合。

2. 前項第1号の規定にもかかわらず、会員は会員情報および本FCの利用履歴を利用しての当社からの情報の提供や問合せの受領を希望しない場合には、当社に対してその旨請求でき、当社はそれに対する会員の請求に応えるように努めます。但し、かかる当社からの情報の提供や問合せが、会員に対する当FCの提供に関連して必要な場合には、この限りではありません。

第17条(免責条項)

1. 当社は、当社の故意又は重大過失による場合を除き、当FCの運営に関して会員に生じた損害につき、一切の責任を負いません。

2. 前項の定めにかかわらず、いかなる場合においても当社は当FCの運営に関して、以下に定める会員に生じた損害については、一切の責任を負いません。

- (1)天災、地震などの不可抗力、その他当社の責に帰すべからざる事由から生じた損害
- (2)防弾少年団の疾病、芸能活動の停止、その他本人及び所属事務所の事情に基づき生じた損害
- (3)当社の予見の無無にかかわらず、特別な事情による損害
- (4)情報の消失、毀損等による損害を含む、逸失利益

第18条(当FCの中断または中止)

1. 当社は、次のいずれかに該当する場合、自らの判断により当FCの全てまたは一部の運営を中断または中止することができます。

- (1)火災、地震、洪水等の天災、戦争、動乱、騒乱等の事変、停電、労働争議、通信障害、日韓外交問題、その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合。
 - (2)当FCに関連する当社指定のサーバその他当社が運用もしくは管理する設備の保守を定期的にまたは緊急に行う場合。
 - (3)当FCに関連する当社指定のサーバその他当社が運用または管理する設備、ソフトウェア等の異常、故障、障害その他当FCを運営できない事由が生じた場合。
 - (4)防弾少年団及び所属事務所と当社間の契約が終了した場合。
2. 当社は、前項各号の規定により当FCの全てまたは一部の運営を中断または中止する場合、自らが適当と判断する方法で事前に会員に対してその旨を書面もしくは電子メールにて通知または当FC上で告知するものとし、ただし、緊急の場合、当社は、それにかかると通知または告知を行うことなく、当FCの全てまたは一部の運営を中断または中止することができます。
3. 当社は、当FCの全てまたは一部の運営の中断または中止によって生じた会員および第三者の損害につき、一切責任を負いません。

第19条(権利義務の譲渡禁止)

会員は、当FCの利用契約に基づき権利または義務の全てまたは一部を他人である第三者に譲渡または担保の目的に供してはいけません。

第20条(本規約等の変更等)

1. 当社は、当社が会員に対して、書面もしくは電子メールにて通知または当FC上に掲示することにより、本規約等を適宜変更することができます。

2. 会員は、当社に対して、前項の通知または告知の日から起算して1週間以内に、第10条第2項の定めに基づき当FCの利用契約の解約を申し入れない限り、前項の変更について承諾したものとみなします。

第21条(準拠法)

本規約等の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されます。

第22条(協議・解決)

1. 本規約等の規定の解釈、又は本規約等に規定なき事項について会員と当社との間に紛争または疑義を生じた場合、その都度両者誠意をもって協議解決します。

2. 前項による協議をしても解決できず、訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。